

《 売払い申込みから所有権移転までの流れ 》

◇ 次回売払い公告前(8月下旬頃)まで

- ↓ ○売払い申込み
受付場所:小松市総合政策部行政経営室(市庁舎高層棟4階)

◇ 売払い申込み後

- 契約保証金(売買代金の10%以上)を納付
小松市土地開発公社が指定する日までに納付
- ↓ ○契約締結
小松市土地開発公社と申込者で売買契約を締結
契約書貼付印紙、印鑑を持参

◇ 契約の日から20日以内

- 売買代金の支払い
契約保証金は売買代金に充当
売買代金から契約時に納付した契約保証金を控除した残額を、契約締結
後20日以内に納付
所有権は売買代金納付と同時に移転
- ↓

◇ 売買代金支払い後

- 所有権の移転登記
登録免許税等、所有権の移転登記に要する経費は申込者の負担
移転登記に必要な住民票等の書類は申込者が用意
所有権移転登記手続きは小松市土地開発公社が代行
物件は現状で引渡し